



富岡市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市内の字の区域を別紙のとおり変更することとした。

なお、この字の区域の変更の効力は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第179条の規定により、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定による換地処分公告があつた日の翌日から生ずる。

平成22年12月17日

富岡市長 岡 野 光 利



変 更 理 由 書

土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた

結果、字の区域を変更する必要が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | | |
|---|---------|-----------------|
| 1 | 事 業 名 | 県営丹生土地改良事業 |
| 2 | 事 業 主 体 | 群馬県 |
| 3 | 事 業 年 度 | 平成11年度 ～ 平成22年度 |
| 4 | 事 業 面 積 | 124.0 ヘクタール |

変 更 調 書

大字	字	地 番
上丹生	城	277の一部、278の1の一部、278の2の一部、279の1、279の2の一部、280の一部、281から286まで、287の1の一部、290の1の一部
下丹生	中山	391の1の一部、395の1の一部、395の2、395の3の一部、395の4の一部、396の1、396の2、398の一部、399、400から403まで、404の一部、407から411まで、412の1、412の2の一部、413、414の一部、417の一部、418、419、420の一部、421の1の一部、421の2、422、423の一部、424の一部、426の一部、427、428の1、428の2の一部、429の1、429の2の一部、430の一部、439の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を上丹生字下田に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	下田	75の1の一部、138の一部、139の1から139の3まで、140の一部、142の2の一部
	下中山	381の1の一部、381の2、382の一部、383の1の一部、383の2
	湯石	805の1の一部、805の2、807の一部、812の1の一部、812の2、813の1の一部、813の2、813の3の一部
	清水	942の1の一部、942の2の一部、946の2の一部、947の2
下丹生	中山	404の一部、428の2の一部、429の2の一部、430の一部、431の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び上丹生字城340の2、341の1、341の2、342、367の1、367の2に隣接する上丹生字下中山の道路である市有地の全部並びに上丹生字城367の2、368の2、372の2、373、376の1、376の2に隣接する上丹生字湯石の道路である市有地の全部を含む。）を上丹生字城に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	藤塚	517、518の1、518の2、519、520、553の1から553の3まで、554の1の一部、554の2の一部、554の3、555の一部
	中原	720の2の一部、721の一部、722の1の一部、722の2の一部、722の3、739の3の一部、739の4、743の2の一部、743の3、745の2の一部、745の3の一部、745の5の一部、745の4、745の6、753の1の一部、753の2の一部、753の4から753の7までの各一部、754の2の一部、760の3の一部、761の2の一部
	甲御堂谷	586の1、586の2の一部、587の1から587の3まで、588の1、588の2、589の1、589の2、590、591の1、591の2、592の1、592の2、593の1、593の2、594の1の一部、594の2の一部、595の1、595の2の一部、595の3、596の1から596の3まで、597の1、597の2、598の1、598の2、599の一部、600の1の一部、600の2、600の3の一部、609の一部、614の2から614の5までの各一部、616の一部
	乙御堂谷	770の1の一部、770の2の一部、773の一部、774の1の一部、774の2の一部、775の1、775の2、776の1、776の2、777の1、777の2、778の1、778の2、779、780、781の1、781の2、782の1、782の2、783から787まで、789、790、791の一部、792の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を上丹生字御堂谷に変更する。

変 更 調 書

大字	字	地 番
上丹生	甲御堂谷	585の1の一部、585の2、586の2の一部、594の1の一部、594の2の一部、595の2の一部、599の一部、600の1の一部、600の3の一部、601の1から601の4まで、602の1の一部、602の2、602の3の一部、603の一部、604の一部、606の一部、607、608、609の一部、610、611の1、611の2、612の1、612の2、613、614の1、614の2から614の5までの各一部、615、616の一部、617、618
	早道場	666の1の一部
	中原	718の2の一部、719の1の一部、719の2、720の1の一部、720の2の一部、720の3、720の4、721の一部、722の1の一部、722の2の一部、722の4の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を上丹生字向原に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	甲御堂谷	602の1の一部、602の3の一部、603の一部、604の一部、606の一部
	中原	717の1から717の3まで、718の1、718の2の一部、719の1の一部、720の1の一部、722の1の一部、722の4の一部、724の1、724の2、725、726の1から726の4までの各一部、726の5、727の1、727の2、728、729の1の一部
	向原	665の1の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を上丹生字早道場に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	屋敷山	824の一部、825の一部、826の1の一部、826の2の一部、827の1、827の2、828の1、828の2、829の1、829の2、830の1、830の2、831、832の一部、834の1の一部、846の一部、847の一部、848、849の1、849の2、850の1、850の2、851の1、851の2、852の1から852の4まで、853、854の一部、855の一部、871の1の一部、871の2、872の1、872の2、870の一部、873の1の一部、873の2、874の1の一部、874の2、875の1の一部、875の2、876の1、876の2、877の一部、878の一部、884の一部、885の一部、886、887の1、887の2、888の1、888の2、889の一部、890の1、890の2、891の1、891の2、892の1の一部、892の2、895から898までの各一部
	乙御堂谷	770の1の一部、770の6の一部、774の1の一部、774の2の一部
	湯石	801の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を上丹生字中原に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	下中山	377の1から377の3まで、378から380まで、381の1の一部、382の一部、383の1の一部、384の1、384の4、384の5
	屋敷山	818の一部、823から825までの各一部、826の1の一部、826の2の一部
	清水	939の一部、940の一部、942の1の一部
	乙御堂谷	770の1の一部、770の2の一部、770の3から770の5まで、770の6の一部、771、772、773の一部、791の一部、792の一部、793、794、794の2、795の1、795の2、796の1、796の2、797の1、797の2
	藤塚	487、518の1の一部
	中原	769の1の一部、769の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を上丹生字湯石に変更する。

変 更 調 書

大字	字	地 番
上丹生	清水	919の1の一部、923の一部、928の一部、936の一部、937の一部、939の一部、940の一部
	湯石	817の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び上丹生字湯石801に隣接する道路である市有地の一部を含む。）を上丹生字屋敷山に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	屋敷山	838の一部、840の一部、880の一部、907の1の一部、907の2の一部、908の一部、910の1の一部、910の2の一部、911から913までの各一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び上丹生字清水927に隣接する上丹生字屋敷山の水路の一部を含む。）を上丹生字清水に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	榎原	1652の3の一部、1653の一部、1654の3の一部、1655の一部

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。）を上丹生字八反田に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	大門	1658の1の一部、1659の1の一部、1684の一部、1685、1686、1687の一部、1688の一部、1689、1690の1、1690の2の一部、1691、1692の1、1693の1、1695の1、1696の1の一部、1696の2の一部、1697の一部

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。）及び上丹生字八反田1546の1に隣接する水路の一部である市有地を上丹生字榎原に変更する。

大字	字	地 番
原	松尾	1から5までの各一部
下丹生	ミスノ上	250の一部

上記区域（同区域に介在する道路である市有地の全部を含む。）を上丹生字鰯田に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	乳母子堂	1993の1の一部、1994の1の一部、1995、1997の1の一部、1998の1の一部、1998の2、1998の3の一部、2000の2の一部
	青木宮	77の3、77の5の一部、79の4、79の5
	赤子	2174の1の一部、2175の3の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部及び水路等である国有地の全部を含む。）を下丹生字品川に変更する。

変 更 調 書

大字	字	地 番
下丹生	青木宮	77の1の一部、77の4、78、79の2、80の2、82の2、91の2
	ミスノ上	192の2の一部、200の一部、203の一部
	赤子	2182の1の一部、2182の2、2182の5の一部、2182の6、2182の7の一部、2183の2の一部、2183の8、2184の1、2184の2、2185の1の一部、2135の2、2186の1の一部、2186の2の一部、2187の1、2187の5、2188の1、2189、2190、2191の1、2192の一部、2221の一部、2222から2224までの各一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を下丹生字三貫畑に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	三貫畑	177の一部、178の一部、181の一部、182の1の一部、184の3の一部
	赤子	2223の一部、2227の一部、2241の2の一部
原	松尾	9の一部、10の一部、19の1の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を下丹生字ミスノ上に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	中山	365の一部、370の一部
上丹生	下田	50の3、51の1、52の1、53の2、54、55、56の1、57の1、58の1、58の3、59から62まで、63の1の一部、63の2、82の1、82の3の一部、83から85まで、86の1、86の2、87の1、87の2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を下丹生字向田に変更する。

大字	字	地 番
上丹生	下田	63の1の一部、64の1、64の2、66の1から66の4までの各一部、66の5、81の1の一部、82の3の一部、88の4の一部
	城	306の1の一部
下丹生	向田	294の一部、296の3の一部、297の一部、298の1の一部、299の一部、300の1の一部、300の2、301の4の一部、310の一部、313の1の一部、314の一部、323の一部、326の一部、327の一部、334の一部、341から343までの各一部、344の1、344の2、345の1の一部、346の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を下丹生字中山に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	下向田	1210、1211の1、1211の2、1212、1213、1214の1
	下鍛冶屋	1389の1、1390
	四反田	1420の1から1420の4まで、1421、1422、1424の1、1424の2、1425の1から1425の3まで
	小川	1451の2、1452の1の一部、1452の2、1453の1の一部、1453の2、1459の1の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部を含む。）を下丹生字久保田に変更する。

変 更 調 書

大字	字	地 番
下丹生	前田	2009の3の一部
	乳母子堂	1982の1の一部、1982の2の一部

上記区域を下丹生字前畑に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	品川	43の一部、45の1の一部、45の2の一部、46の1の一部、46の2、46の3の一部、46の4の一部、47の1から47の3までの各一部
	前畑	1981の4
	前田	2009の4から2009の6まで、2009の9
	北ノ前	1810の4から1810の6まで
	赤子	2174の1の一部、2174の3、2175の4

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部及び下丹生字北ノ前1810の3、1833、1835、1836の1、1837に隣接する道路である市有地の全部並びに下丹生字前田2009の4、下丹生字北ノ前1810の1、1810の4、1810の5、1810の6に隣接する水路等である国有地の全部を含む。）を下丹生字乳母子堂に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	滝ノ前	2167の2
	赤子	2172の2の一部、2172の3、2172の4、2172の10、2172の11、2173の1から2173の7まで、2173の10
	上サ田	2093の1、2093の2
	前畑	1970の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び下丹生字前田2010の1に隣接する道路である市有地の全部並びに下丹生字上サ田2093の2に隣接する水路等である国有地の全部を含む。）を下丹生字前田に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	品川	75の4の一部
	青木宮	77の1の一部、77の5の一部
	前田	2013の2の一部
	上サ田	2094、2096
	滝ノ前	2159、2160の1、2160の4、2160の5、2161、2162の1、2162の2、2163の1、2163の2、2166の1、2166の2、2167の1
原	松尾	32の1、32の2の一部、32の3の一部
	東原	426の1、426の3の一部、426の4の一部、427の1、431の1、432の1、433の1、434の1、435の1、435の4から435の6まで、436、437、438の1、438の3、438の4、440の1、440の2、441の1から441の3まで
	霜田	442の1から442の4まで、443の1、443の3、444の1の一部、446の一部、447の一部、448の1の一部、449の1から449の3まで、450の1、450の3、450の4、451の1の一部、451の3、452の2の一部、453の1、453の2、454の1、454の3、455の1の一部、455の2の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部及び下丹生字滝ノ前2167の1に隣接する下丹生字前田の水路等である国有地の全部を含む。）を下丹生字赤子に変更する。

変 更 調 書

大字	字	地 番
上丹生	鯰田	2927の1の一部
下丹生	ミスノ上	239の一部、241の一部、242の一部、250の一部

上記区域（同区域に隣接介在する道路である市有地の全部を含む。）を原字松尾に変更する。

大字	字	地 番
下丹生	赤子	2319の1の一部、2319の2、2320、2321の一部、2322の1の一部、2324の1の一部
原	東原	426の3の一部、426の4の一部

上記区域を原字霜田に変更する。